

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第3号

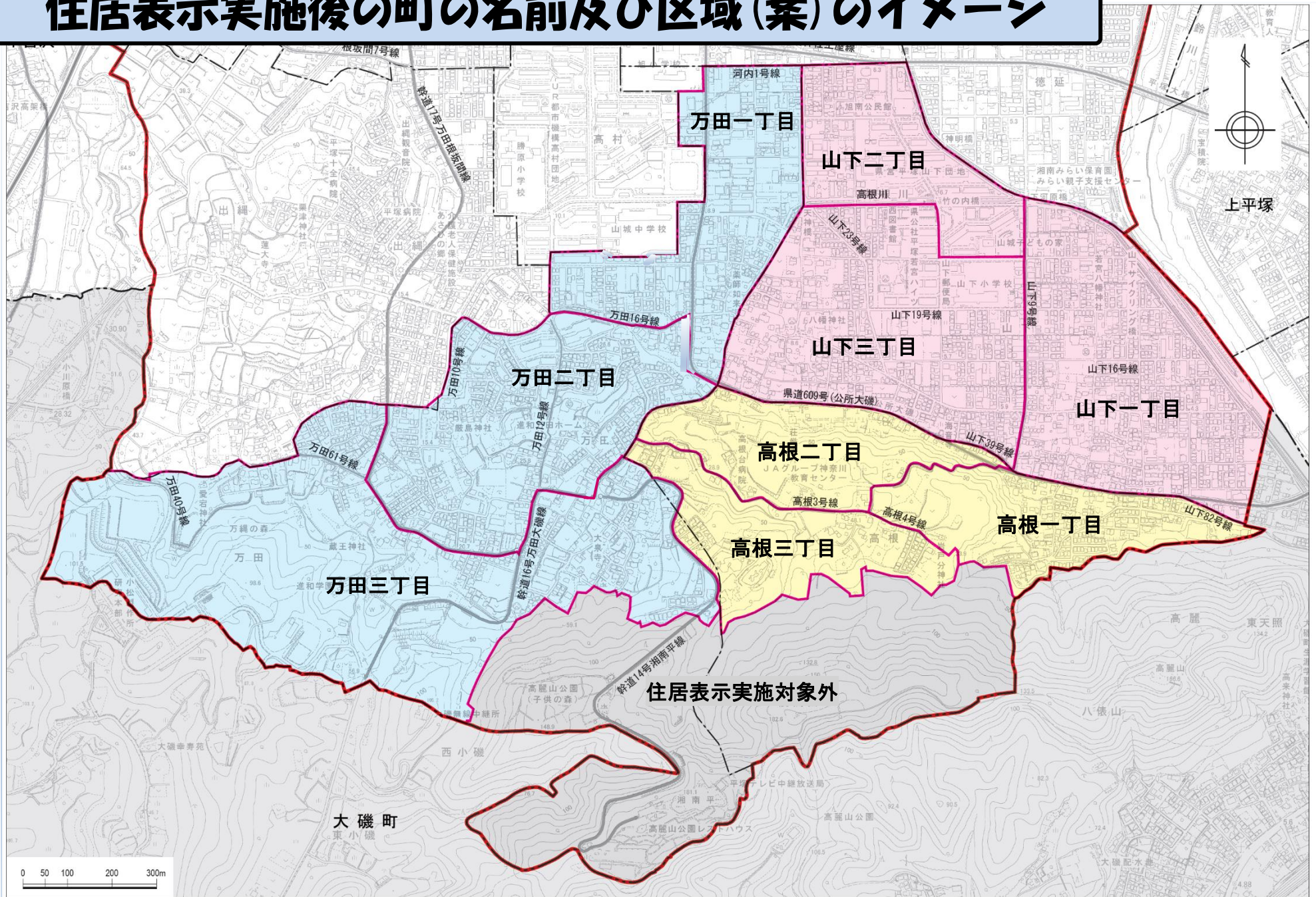
新しい町名と区域(案)
の検討結果がまとまりました！

この検討結果を要望書として取りまとめ、今年の夏を目指して市長へ提出します。その後は、住居表示審議会(市の付属機関)への諮問や答申、市議会への上程、議決を経て、実施案の告示を行い、

令和4年(2022年)2月に
住所が新しくなります！

- ・新しい(住居表示実施後)町名(案)は、
「山下一丁目、二丁目、三丁目」
「高根一丁目、二丁目、三丁目」
「万田一丁目、二丁目、三丁目」となります。
- ・新しい(住居表示実施後)町の区域(案)は、
次ページのイメージ図のとおりです。

住居表示実施後の町の名前及び区域(案)のイメージ



～Q&A～

Q) 住所が新しくなることで、自治会の区域を変更する必要がありますか？

A) 必ずしも変更の必要はありません。自治会の区域変更と連動しません。

Q) 住所が新しくなることで、学区は変更になりますか？

A) 現在のところ、学区の変更はありません。

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要がありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。令和3年度には、実施に伴い、順次、資料の配布や説明会を開催します。

～～ 住所変更後の手続きの一例です ～～

◎手続き「不要」：行政(市や法務局等)が変更できるもの(職権でできる)

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、不動産登記簿の字名(地番でない)印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、㊤(小児)医療証、等

◎手続き「必要」：皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権でできない)

例 運転免許証、保険証(社会保険等)、個人契約の銀行や保険、自動車の所有者・使用者、不動産登記簿の所有者等の住所、等

Q) 住所変更の手続きで費用はかかりますか？

A) 手続きの内容によっては費用がかかるものがあります。上記のとおり、資料や説明会により周知します。

Q) 住所変更に伴い証明書等は発行されますか？

A) 市から「住居表示変更証明書」を発行します。配付する枚数や日付については、説明会等でご案内します。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更(例：山下⇒山下〇丁目)を行いますが、地番(土地の番号)の変更は行いません。

今後のスケジュール(参考)

年度	内容
令和2年度	○検討会から市長へ「町の区域及び町名」(案)における要望書を提出(令和2年度夏) ○住居表示審議会(市の附属機関)の開催(令和2年秋) ○市議会への上程(令和3年3月を予定)
令和3年度	令和4年2月頃 住所が新しくなります！



詳しくは事務局まで、お問合せください。

令和2年2月

発行：旭地区第1次住居表示実施検討会

事務局：平塚市都市整備課

電話：21-8783(直通)

23-1111(代表) 内線2113